

**重要事項説明書**  
(契約概要・注意喚起情報のご説明)  
必ずこの説明書を最後までお読みください

**運送会社が契約する運送保険にご加入依頼をされる皆様へ**

東京海上日動火災保険株式会社

(取扱代理店: 太陽保険事務所)

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しております。必ず最後までお読みください。ご不明な点は、ご遠慮なく代理店または東京海上日動(以下弊社といいます。)までお問い合わせください。

**契約概要のご説明**

この書面は、ご契約いただく保険の、特に重要な情報を説明したものです。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、契約者が所持する運送保険普通保険約款、その他の特別約款(以下「保険約款」といいます。)をご参照ください。

**① 商品の仕組み**

この保険は、日本国内を陸上(フェリー輸送を含みます。)・航空輸送される貨物が輸送中に生じた偶然な事故によって被った損害に対して、保険金をお支払いする保険です。

●**保険の対象は、日本カーゴエクスプレス(以下契約者といいます。)**と「運送保険に係わる包括委任状」を締結した荷主様(以下被保険者といいます。)の貨物の輸送となります。ただし、次に記載の貨物は契約者と弊社との間で締結している運送保険契約の対象となりませんので**ご注意ください。**

<除外貨物>

- (1) 1点・1組の価額が20,000千円を超える美術品・骨董品類、宝石・真珠・貴金属類
- (2) 家畜・生動物・生魚・植物

●この保険契約では、運送会社に賠償責任が無い事故による損害に対しても、保険金をお支払いします。

**② 保険金をお支払いする主な場合**

この保険の普通保険約款でお支払いの対象となる主な損害は次のとおりです。

火災、爆発、輸送用具の衝突、転覆、盗難・不着、破損等、輸送途中に発生した偶然な事故の結果生じた損害

**③ お支払いする保険金**

この保険の普通保険約款でお支払いする保険金は次のとおりです。

● <b>損害保険金</b> (貨物の損害に対する保険金)	この保険の対象の貨物に、お支払いの対象となる事故が発生した結果、被保険者の被る損害に対して支払う保険金
● <b>損害防止費用</b>	契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した費用
● <b>救助料</b>	契約者・被保険者が保険事故の発生にあたり、貨物を救助した者に対して支払う報酬
● <b>継搬費用</b>	貨物または輸送用具に保険事故が発生した場合に、貨物を所定の仕向地へ輸送するために要した費用(ただし、運送人が負担すべき費用、通常でも発生する費用、被保険者が任意に支払う費用は除きます。)
● <b>共同海損分担額</b>	運送契約に定めた法令、ヨーク・アントワープ規則、もしくはその他の規則に基づき正当に作成された共同海損清算書によって、被保険者が支払うべき分担額

**④ 保険期間(保険責任の始期と終期)**

この保険の保険期間は、貨物が被保険者(荷送人)から運送会社に引き渡された時に始まり、通常の運送過程を経て荷受人に引き渡された時に終わります。

**⑤ 保険金額の決定**

保険金額は保険価額と同額となります。保険価額は貨物の仕切状面価額または発送の地および時における価額を基準として、保険契約を締結した時にあらかじめ協定した額とします。あらかじめ保険価額を協定しなかったときは、保険価額は普通保険約款の「保険価額」記載のとおりとします。

**⑥ 保険料について**

別途取り決めの通り。

**⑦ 満期返れい金・契約者配当金**

この保険には満期返れい金および契約者配当金はありません。

**⑧ 解約される場合**

ご契約の解約については、ご契約の代理店または弊社までご連絡ください。解約時に解約返れい金をお支払いする場合があります。

※返還される保険料があっても、多くの場合、払い込まれた保険料の合計より少ない金額となりますので、ご注意ください。ご契約の内容や解約の条件によっては保険料を変換しないことまたは未払い保険料を請求させていただくことがあります。

**注意喚起情報**

この書面はお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください情報をご説明したものです。ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細は、「保険約款」でご確認ください。

**① クーリングオフについて**

お客様が営業または事業のために締結する保険契約や、保険期間が1年以下の保険契約については、クーリングオフを行うことができませんので、ご注意ください。

**② 告知義務について**

契約者への通知書等に記載いただく事項は、ご契約に関する重要な事項(告知事項)です。ご契約時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(弊社の代理店には告知受領権があります。)

**③ 通知義務について**

通知書等の記載内容に変更が生じた場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。変更の内容によってご契約を解除することがあります。なお、ご連絡がない場合、保険金をお支払いできないこともありますので、ご注意ください。

**④ 保険金をお支払いできない主な場合**

この保険の普通保険約款ならびに自動的にセットされる特別約款でお支払いの対象とならない主な損害は次のとおりです。

●契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者(これらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの者の法定代理人もしくは使用人の故意または重大な過失によって生じた損害。ただし、この場合でも使用人が貨物の輸送に従事するときは、故意によって生じた損害のみめんせきとなります。 ●戦争、内乱、その他の変乱による損害 ●公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収による損害 ●検疫または上記以外の公権力による処分 ●ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為による損害 ●10人以上の群衆・集団の全部または一部によりなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際してその群衆・集団の一部によりなされた暴行(放火および盗取を含みます。)ならびにこれらに関連して生じた事件による損害 ●原子核反応または原子核の崩壊による損害(一部を除きます。)

●化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁気兵器によって生じた損害

●ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は「保険約款」でご確認ください。 **次ページもご参照ください。**

## ⑤ 事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

- 保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます(その他事故の様態に応じて必要な書類をご提出いただく場合があります)。貨物が盗取された場合は、すみやかに警察署に届け出てください。

①保険金請求書 ②事故報告書・事故現場の写真・図面 ③仕切状・納品書またはこれに代わるべき貨物の価額を示す書類 ④運送状・発送原票またはこれに代わるべき運送の事実を示す書類 ⑤運送会社等の発行する事故現認書、写真 ⑥損害見積書またはこれに代わるべき損害額を示す書類 ⑦委任状

- 保険金請求権には時効(3年)があります。ご注意ください。

## ⑥ 補償の重複に関するご注意

- 補償内容が同様の保険契約(特約や弊社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
- 補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

## ⑦ 共同保険契約について

ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

## ⑧ ご契約の取消・無効・重大事由による解除について

- ご契約時に契約者または被保険者に詐欺または強迫の行為があった場合は、弊社は契約を取り消すことができます。
- ご契約時に契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的を持っていた場合は、ご契約は無効になります。
- 以下に該当する場合は、弊社はご契約を解除することができます。この場合は、全部または一部の保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
  - ・契約者、被保険者が弊社にご契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合
  - ・契約者、被保険者が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者に詐欺の行為があった場合

## ⑨ 保険会社破綻時の取扱い等

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

- なお、引受保険会社の経営が破綻し、契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人\*)またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社支払停止から3カ月が経過するまでに発生した保険事故に係わる保険金については100%)まで補償されます。
- \* 外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。
- 契約者が個人等以外のものである保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者に係わる部分については、上記補償の対象となります。

## ⑩ その他

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、契約者との保険契約の締結、保険料の徴収、保険料領収証の発行、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

**他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合**

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

**他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合**

損害額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金をお支払いします。

## 個人情報の取扱いに関するご案内

引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を保険引受の判断・本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ① 本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関に対して個人情報を提供すること
- ② 契約締結、契約内容変更、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会と共同して利用すること
- ③ 引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④ 再保険契約の締結、更新・維持・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤ 質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、個人情報をご提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社ホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

### <契約概要のご説明・注意喚起情報 共通>

#### ◆東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

#### フリーダイヤル 0120-650-350

受付時間：平日午前9時～午後6時 土・日・祝日午前9時～午後5時(年末年始を除きます。)

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも「東京海上日動安心110番」へ

#### フリーダイヤル 0120-575-110 (マリン専用ダイヤル)

受付時間：24時間365日

※携帯電話・自動車電話・PHS・衛星電話からもご利用になれます。

#### ◆一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

#### ナビダイヤル 0570-022808(通話料有料)

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

詳しくは、同協会のホームページをご参照ください。(http://www.sonpo.or.jp)

### 【お問い合わせ先】

代理店：太陽保険事務所

所在地：〒101-0054

東京都千代田区神田錦町3-15

名鉄不動産竹橋ビル

連絡先：03-3586-3511

### 【お問い合わせ先】

保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

東京中央支店専業代理店営業第一チーム

所在地：〒108-6111

東京都港区港南2-15-2

品川インターシティB棟11階